

神戸市公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和8年8月17日

神戸市長 久 元 喜 造

1 随意契約に係る物品等の名称

神戸市国民健康保険システムサーバ機器等借上(令和9年)

2 数量

一式

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 随意契約の相手方を決定した日

令和8年7月29日

5 随意契約の相手方の氏名及び住所

F L C S株式会社 神戸支店

支店長 藤田 栄一

神戸市中央区磯上通七丁目1番8号三宮プラザWEST

6 随意契約に係る契約金額

46,791,360円

7 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

8 随意契約による理由

既に調達をした物品等（以下「既調達物品等」という。）につき、既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。